

## 三重県建設工事執行規則の施行に 関し必要な書類の様式を定める要綱

三重県建設工事執行規則(昭和39年三重県規則第16号)の施行に関し、必要な書類の様式は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- |        |  |                     |
|--------|--|---------------------|
| (1)    | 建設工事請負契約書                                    | 〔第1号様式〕             |
| (1-1)  | 建設工事請負変更契約書                                  | 〔第1号様式の1〕           |
| (1-2)  | 建設工事請負契約書の条項                                 | 〔第1号様式の2〕           |
| (1-3)  | 建設工事請負契約書・別紙・差替条項【特定住宅建設瑕疵担保責任の対象工事に該当する場合用】 | 〔第1号様式の3〕           |
| (2)    | 設計業務等委託契約書                                   | 〔第2号様式〕             |
| (2-1)  | 設計業務等委託変更契約書                                 | 〔第2号様式の1〕           |
| (2-2)  | 設計業務等委託契約書の条項                                | 〔第2号様式の2〕           |
| (2-3)  | 維持業務委託契約書                                    | 〔第2号様式の3〕           |
| (2-4)  | 維持業務委託変更契約書                                  | 〔第2号様式の4〕           |
| (2-5)  | 維持業務委託契約書の条項(単価契約用)                          | 〔第2号様式の5〕           |
| (2-6)  | 維持業務委託契約書の条項                                 | 〔第2号様式の6〕           |
| (2-7)  | 維持業務委託契約書の条項                                 | 〔第2号様式の7〕           |
| (3)    |  | 〔第3号様式〕(様式削除)       |
| (4)    |  | 〔第4号様式〕(様式削除)       |
| (5)    |  | 〔第5号様式〕(様式削除)       |
| (6)    | 工程表  | 〔第6号様式〕             |
| (6-1)  | 工程表  | 〔第6号様式の1〕           |
| (6-2)  | 実施計画表  | 〔第6号様式の2(その1)(その2)〕 |
| (7)    | 工事譲渡・承継承諾申出書                                 | 〔第7号様式〕             |
| (8)    | 工事譲渡・承継承諾通知書                                 | 〔第8号様式〕             |
| (9)    | 部分下請負通知書                                     | 〔第9号様式〕             |
| (10)   | 監督員選任(変更)通知書                                 | 〔第10号様式〕            |
| (11)   | 現場代理人等選任(変更)通知書                              | 〔第11号様式〕            |
| (12)   | 管理技術者・照査技術者選任(変更)通知書                         | 〔第12号様式〕            |
| (13)   | 工事施工一時中止(再開)通知書                              | 〔第13号様式〕            |
| (14)   | 工事施工一時中止(再開)承諾書                              | 〔第14号様式〕            |
| (15)   | 工期延長願  | 〔第15号様式〕            |
| (16)   | 工事延長通知書                                      | 〔第16号様式〕            |
| (17)   | 不可抗力による損害通知書                                 | 〔第17号様式〕            |
| (18)   | 損害調査結果通知書                                    | 〔第18号様式〕            |
| (19)   | 工事完成報告書                                      | 〔第19号様式〕            |
| (20)   | 委託業務完成認定書                                    | 〔第20号様式〕            |
| (21)   | 委託業務補正命令書                                    | 〔第21号様式〕            |
| (22)   | 委託業務完成報告書                                    | 〔第22号様式〕            |
| (22-2) | 維持業務実績報告書                                    | 〔第22号様式の2〕          |
| (22-3) | ( )維持業務完了届                                   | 〔第22号様式の3〕          |

(22-4) 道路等除草業務実施報告書	〔第22号様式の4〕
(22-5) 道路等除草業務実施報告内訳表	〔第22号様式の5〕
(23) 委託業務補正完了報告書	〔第23号様式〕
(24) 工事目的物引渡書	〔第24号様式〕
(25) 請負代金(部分金支払)請求書	〔第25号様式〕
(26) 前金支払請求書	〔第26号様式〕
(28) 指定部分完成報告書	〔第28号様式〕
(29) 指定部分引渡書	〔第29号様式〕
(30) 請負代金代理受領承諾願	〔第30号様式〕
(31) 請負代金代理受領委任状	〔第31号様式〕
(32) 代替履行請求書兼債権譲渡承諾書	〔第32号様式〕
(32-2) 代替履行業者選定報告書兼債権譲渡承諾依頼書	〔第32号様式の2〕
(32-3) 代替履行業者選定承認書兼債権譲渡承諾書	〔第32号様式の3〕
(33) 代替履行承諾書	〔第33号様式〕
(34) 代替履行請求通知書兼債権譲渡承諾通知書	〔第34号様式〕
(35) 請負契約解除通知書	〔第35号様式〕
(36) 協議書	〔第36号様式〕
(36-2) 同意書	〔第36号様式の2〕
(37) 通知書	〔第37号様式〕
(38) ( )維持業務指示書	〔第38号様式〕
(39) 中間前払金認定請求書	〔第39号様式〕
(40) 中間前払金認定調書	〔第40号様式〕
(41) 是正等の措置請求書	〔第41号様式〕
(41-2) 是正等の措置結果書	〔第41号様式2〕

附 則

- 1 この要綱は、昭和56年6月1日から施行する。
- 2 第一号様式別添条項第21条第3項、第6項及び第7項並びに第25条第4項の規定は、昭和56年4月1日から適用するものとする。  
ただし、この要綱施行の前日までに工期が到来しているものについては、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成2年6月6日から施行する。  
ただし、この要綱施行の前日までに工期が到来しているものについては、この限りではない。

附 則

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成9年4月1日から施行する。  
附 則
- この要綱は、平成11年8月1日から施行する。  
附 則
- この要綱は、平成12年4月1日から施行する。  
附 則
- この要綱は、平成13年11月1日から施行する。  
附 則
- この要綱は、平成14年6月1日から施行する。  
附 則
- この要綱は、平成14年7月22日から施行する。  
附 則
- この要綱は、平成14年8月20日から施行する。  
附 則
- この要綱は、平成18年2月22日から施行する。  
附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。  
附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。  
附 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。  
附 則
- この要綱は、平成21年6月1日から施行する。  
附 則
- この要綱は、平成21年12月15日から施行する。  
附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。